

都道府県知事 殿

環境省水・大気環境局長

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律における法定受託事務の処理基準
について」の全部改正について

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令（平成22年環境省令第11号）により、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定のための試料の採取方法が改正されたこと等を踏まえ、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「法」という。）第11条の2第1項に基づく農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の常時監視の方法等について所要の改正を行うため、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律における法定受託事務の処理基準について」（平成12年11月16日付け環水土第224号環境庁水質保全局長通知。以下「処理基準」という。）の全部を下記のとおり改めたので通知する。

貴職におかれては、改正後の処理基準に基づき、常時監視を適切に実施されたい。

記

第1 定義

- 1 法第11条の2の「常時監視」とは、都道府県自身の実施するものに限らず、市町村等他の行政機関が調査（「第2 調査」に掲げる調査をいう。2において同じ。）を行ったものを基にその区域内の農用地の土壌の汚染の状況、農作物の生育状況等を把握、分析し、その結果を取りまとめるものを含み、そのすべてが環境大臣への報告の対象となる。
- 2 法第11条の2第1項の「常時監視しなければならない」とは、連続的又は一定期間ごとに調査をし続けなければならないということではなく、過去の調査も含めた調査の結果から、常に土壌の状態を把握していることを義務付けるものである。

第2 調査

1 調査の種類

(1) 細密調査

法第2条第3項に定める特定有害物質（以下「特定有害物質」という。）等が土壌に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されると認められる地域又はそれらのおそれがあると認められる地域であって、その地域の区域内にある農用地の面積がおおむね10ha以上あるものを対象として、当該地域の区域内にある農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等並びに当該地域の区域に係る水、大気及び底質の特定有害物質等による汚染の状況並びに当該地域の区域に係る地質の状況を把握するために行う概況調査及び精密調査

(2) 対策地域調査

法第3条第1項に定める農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）に指定された地域及びその周辺地域を対象として、当該地域の区域内にある農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等並びに当該地域の区域に係る水、大気及び底質の特定有害物質等による汚染の状況並びに当該地域の区域に係る地質の状況を把握するために行う対策地域内調査及び対策地域関連調査

(3) 解除地域調査

対策地域の指定が解除された地域を対象として、当該地域の区域内にある農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等並びに当該地域の区域に係る水、大気及び底質に含まれる特定有害物質の量等を把握するために行う概況調査及びほ場調査

(4) クロスチェック調査

細密調査及び対策地域調査における測定の精度を確保するために都道府県及び環境省が同一の土壌及び農作物等について行う調査

2 調査の方法

常時監視に用いる調査の実施は、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和46年農林省令第47号。以下「カドミウムに係る検定省令」という。）、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号。以下「銅に係る検定省令」という。）及び農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号。以下「砒素に係る検定省令」という。）によるほか、実施に関して必要な技術的事項については、細密調査にあつては別添1の細密調査実施細則、対策地域調査にあつては別添2の対策地域調査実施細則、解除地域調査にあつては別添3の解除地域調査実施細則、クロスチェック調査にあつては別添4のクロスチェック調査実施細則によるものとする。

3 調査結果の報告

(1) 都道府県知事は、その区域内において実施した常時監視の結果を取りまとめた調査報告書を作成し、調査年度の翌年度の4月30日までに環境省水・大気環境局長に1部提出するものとする。ただし、クロスチェック調査のための測定結果の報告書は、調査年度の2月末日までに提出するものとする。

(2) 調査報告書及び添付書類（図面を含む。）の様式については、細密調査、対策地域調査、解除地域調査及びクロスチェック調査ごとにそれぞれの実施細則によるものとする。